

大阪市立花乃井中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、大阪市立花乃井中学校の全ての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ防止等に向けての基本姿勢

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

留意点：個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめ防止のための基本姿勢として、次の5つのポイントを示す。

- ① 教育活動全体を通じて、だれもが、安心・安全で、豊かに生活できる学校づくりをめざす。
- ② いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ③ 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤ いじめが発生した場合には、早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、保護者、地域や関係諸機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

2 いじめ防止等のための対策の基本的事項

（1）基本施策

◇ 学校におけるいじめの防止

- ① 学校の最重点目標の一つとして、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめを見逃さないことに組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、豊かな知性、みずみずしい感性、高い品性を育むため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者・地域ならびに関係諸機関との連携を図り、いじめ防止に資する、生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な取組みとして、教育相談、人権集会等を実施する。

◇ いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

いじめを早期発見するために、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・ 全校生徒を対象として、毎週金曜日に「一週間の振り返り」を記入させ、生徒の状況把握を行う。
- ・ 生徒対象のいじめアンケート調査を年3回（7月・12月・2月）実施する。

② いじめ相談体制

生徒の相談窓口は、原則担任であるが、教職員だれにでも相談できることを周知するとともに、相談内容によって複数の教員が対応できるよう、普段から協力体制を構築しておく。

- ・ 学年内の協力体制
- ・ 学年を超えた協力体制
- ・ スクールカウンセラーの活用

③ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけ実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

◇ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

スマートフォン等の使用について保護者への啓発や生徒対象の講話等を実施する。

- ・ 通信事業者や関係諸機関によるスマートフォン・携帯電話に関する安全教室
- ・ 情報モラル教育の充実

(2) いじめ防止等に関する措置

◇ いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

メンバー

校長、副校長、教頭、首席、生徒指導主事、生活指導部長、養護教諭、各学年1名、SC（スクールカウンセラー）、SSR（スペシャルサポートルーム）支援員

活動

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること
- ③ いじめ事案の対応に関すること
- ④ 関係諸機関との連携に関すること

開催

週1回（主任会）と月1回（定例会）、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

◇ いじめ事案に対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた生徒が、安心して学校生活を送れるよう、保護者と連携を図り、必要に応じて、別室登校等の措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・ 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。

- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための組織を設置する。
- ・ 上記による調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題の取組等について自己評価を行うとともに、その結果を学校協議会等に報告する。

3 関係法令

(1) 教育基本法

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

(学校教育)

第六条 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

第四章 小学校

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

第五章 中学校

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

(3) いじめ防止対策推進法

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 「いじめについて考える日」及び「いのちについて考える日」について

令和5年度より、大阪市教育委員会において「いじめについて考える日」に併せて「いのちについて考える日」が設定されました（月間行事予定等では、「いじめ・いのちについて考える日」と表記している）。

（1）目的

- ・ 全教職員が「いじめはいつでも、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」との認識のもと、学校全体で「いじめは生命をもおびやかす行為であり、絶対に許されない行為である」ことを再認識する。
- ・ 「いじめを許さない学級・学校づくり」は仲間づくりの基本であることから、子どもたちがお互いについてよく理解し合い、相手の立場に立って考える機会とする。
- ・ 「いじめ防止」の意識を高めるとともに、互いに支え合って生きることの大切さ、夢や希望をもって生きることや自分を大切にすることなど、「いのち」のかけがえのなさを考える機会とする。
- ・ 学校が中心となって取組を積み重ねることで、児童生徒・教職員のみならず家庭や地域全体で「いじめ防止」の意識を高める。
- ・ 自らがかけがえのない大切な存在であると実感できるよう、児童生徒の自尊感情を高め、他者を思いやる気持ちを育む機会とする。

（2）設定日

- ・ 5月の大型連休明けの月曜日【令和8年度は令和8年5月11日】
※本校は、5月12日（火）に実施する。

（3）取り組みについて

- ・ 全校集会における校長の講話
- ・ 生徒会による取り組み

5 不登校生徒への支援の在り方について

（1）支援の視点

不登校生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する。

（2）学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要である。

また、不登校生徒への支援については生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要である。さらに、既存の学校教育になじめない生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要がある。